



## 桐生市 生活保護の窓口で 1 日 1000 円 県「不適切」、再発防止へ 指導助言の強化を

12月7日の健康福祉常任委員会で酒井県議は、桐生市で生活保護費を1日1000円分割支給していた問題を取り上げました。このなかで「あってはならない。このほかにも1週間ごとに1万円を渡していたケースもある。明らかな人権侵害だ」と批判、再発防止策などをただしました。

県は、毎日窓口に行くことを支給条件にしたことは不適切だと答弁。2022・23年の現時点までに分割支給や預かり金のあったケースが10件あったこと、5年前までに遡って調査するとともに、改善策をまとめ、県に報告するよう求めたことを明らかにしました。

生活保護法31条2項では「保護費は1か月分を限度に前渡しする」と定めています。今回のようなケースを想定していません。酒井氏は、生活保護基準の引き下げは違法だとして損害賠償を命じた名古屋高裁判決の趣旨を踏まえて、生活保護は憲法上の権利であり、再発防止へ向け指導助言を強化するよう求めました。

県は同日付で各福祉事務所に対し、①毎日来所にて窓口支給するといった取扱いは行わないこと②生活保護費を全額支給せず福祉事務所で保管は行わないこと③保護費支給に当たり何らかの条件を付けているような誤解を与える取扱いは厳に慎むこと—など「生活保護の適正実施について」と題する通知を出しました。

## 福祉医療へのペナルティ 国に即時廃止を求めよ

酒井氏は、18歳までの医療費無料化（10月から実施）を評価しつつ、本来、国の制度として子どもの医療費を全額無料にすべきだ指摘。窓口で無料にした自治体に対する国のペナルティは昨年度、福祉医療全体で県負担分として4億1千億円、子ども医療費は2640万円減額されたことが明らかになりました。国はペナルティ廃止を来年度予算編成過程の中で検討するといいますが、その時期は不明確です。県としても国に引き続き要請するよう求めました。